



## 熊本地震にかかる一部負担金の免除について

熊本地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

全国健康保険協会では、地震により甚大な被害を受けられた加入者様を対象に、医療機関等で受診した際の一部負担金等の支払いの免除を実施しています。

一部負担金とは	健康保険の適用が認められる診療（医科・歯科・調剤）を受けたときに、年齢や収入などに応じた負担割合（3割負担など）により支払う金額のことです。 保険外負担分（食事代、差額ベッド代、インプラント費用等）、治療用器具、柔道整復、あんま・マッサージやはり灸は対象外となります。
一部負担金免除対象期間	平成28年4月14日～平成29年2月28日

### 一部負担金免除の対象者は以下のいずれかに該当する方です

平成28年4月14日または同月16日に熊本県内の市町村に住所を有していた加入者（平成28年熊本地震発生以降、当該市町村から他の市町村に転入した方を含む。）であって、熊本地震による被害を受けたことにより、

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 被保険者または主たる生計維持者が重篤な傷病（1か月以上の治療を要する）を負われた方
- ③ 被保険者または主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が死亡された方
- または
- ⑤ 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯（熊本地震により認定）に属されている方

**平成28年9月末まで：病院・薬局等の窓口で上記に該当する旨を  
お申し出いただくことでお支払いが免除となります。**

**平成28年10月以降：①保険証と②免除証明書を病院・薬局等の窓口へ  
提示する必要があります。**

### 免除証明書の申請手続き方法

以下の2点を協会けんぽ熊本支部（もしくは最寄りの都道府県支部）まで郵送ください。

- ① 健康保険一部負担金等免除申請書
- ② 免除を申請する理由に応じた証明書類 ↓

免除を申請する理由に応じた証明書類	住家が全半壊（全半焼）した場合	熊本地震に係る罹災証明書の写し
	被保険者または主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合	熊本地震の罹災により1か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書の写し
	被保険者または主たる生計維持者の行方が不明である場合	警察等に行方不明者に関する届出をしていることが確認できるものの写し
	主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書の写し、埋葬許可証の写し、警察の発行する死体検査書の写し、その他官公署が発行する書類で主たる生計維持者の死亡に係る記載があるもののうちいずれか1点
	長期避難世帯である場合	市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

・協会けんぽで書類を確認後、主たる生計維持者との関係確認が必要な場合は住民票の写しなどの添付を追加で求める場合があります。

☞裏面に一部負担金を支払った場合の手続き方法を記載しています。

## 一部負担金の免除に該当する方が、医療機関等の窓口で一部負担金を支払ってしまった場合の申請手続き方法（還付申請）

以下の3点を保険証に記載されている協会けんぽの都道府県支部に郵送ください。

- ①健康保険一部負担金等還付申請書（平成28年熊本地震）
- ②還付を受けようとする一部負担金等の領収書（原本）
- ③熊本地震に係る免除証明書の写し

・免除証明書の交付を受けていない場合は下欄のうちいずれかを添付ください。

免除証明書の交付を受けていない場合	住家が全半壊（全半焼）した場合	熊本地震に係る罹災証明書の写し
	被保険者または主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合	熊本地震の罹災により1ヶ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書の写し
	被保険者または主たる生計維持者の行方が不明である場合	警察等に行方不明者に関する届出をしていることが確認できるものの写し
	主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書の写し、埋葬許可証の写し、警察の発行する死体検案書の写し、その他官公署が発行する書類で主たる生計維持者の死亡に係る記載があるもののうちいずれか1点
	長期避難世帯である場合	市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

・協会けんぽで書類を確認後、主たる生計維持者との関係確認が必要な場合は住民票の写しなどの添付を追加で求める場合があります。

## 免除証明書申請と還付申請の両方のお手続きがある方

以下の4点を保険証に記載されている協会けんぽの都道府県支部に郵送ください。

- ①健康保険一部負担金等免除申請書
- ②健康保険一部負担金等還付申請書（平成28年熊本地震）
- ③還付を受けようとする一部負担金等の領収書（原本）
- ④免除を申請する理由に応じた証明書類  
(おもて面に掲載している『免除を申請する理由に応じた証明書類一覧』から該当する書類)

**すべての申請は郵送にて  
手続きを行うことができます。  
郵送によるお手続きにご協力を  
よろしくお願いいたします。**

※申請件数が多いことが予想されます。証明書の発行、還付金の支給につきまして  
かなりの日数を要しますことをご了承ください。

今後も内容に追加等が生じる可能性があります。協会けんぽ熊本支部の  
ホームページで随時情報を更新してまいりますのでご確認ください。

○お問い合わせ先○ 協会けんぽ熊本支部 業務グループ ☎096-340-0262